

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会
公共工事安全推進計画（案）

（平成 27 年 6 月）

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

目 次

第1章 建設業労働災害における現状と課題

- | | |
|-------|-------------|
| 1. 現状 | · · · · P 1 |
| 2. 課題 | · · · · P 4 |

第2章 公共工事安全推進計画

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 目的 | · · · · P 5 |
| 2. 基本方針 | · · · · P 5 |
| 3. 推進計画 | · · · · P 5 |
| 4. 推進体制 | · · · · P 6 |
| 5. 適用年月日 | · · · · P 6 |

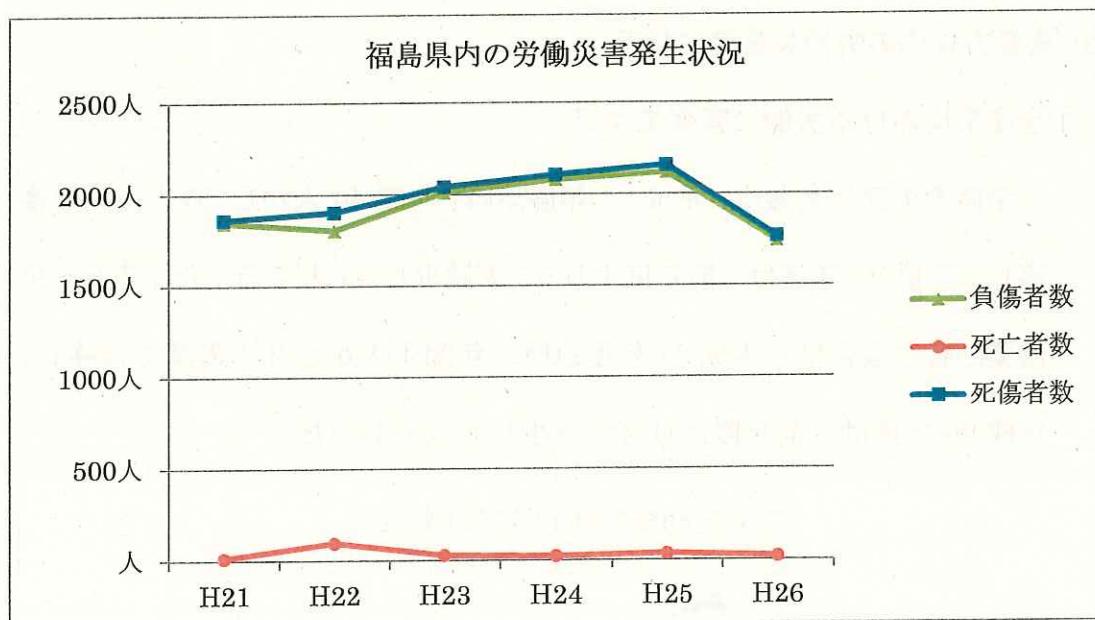
第1章 建設業労働災害における現状と課題

1. 現状

(1) 福島県内の労働災害発生状況

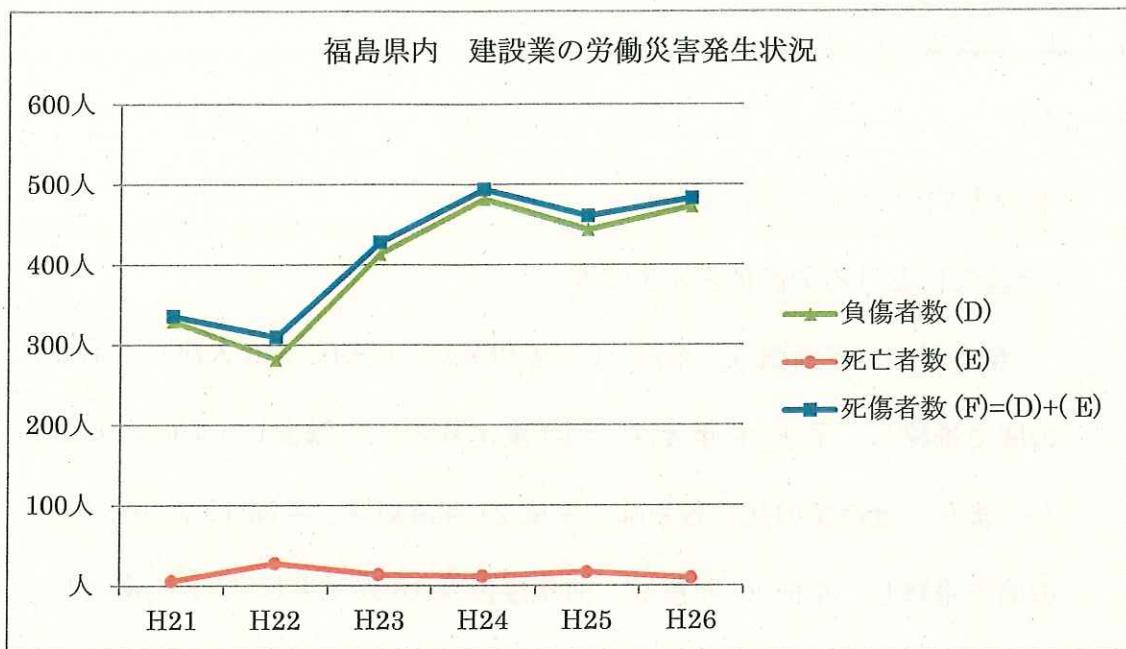
①全産業における労働災害発生状況

全産業の死傷者数は、平成21年度以降、年間約1,700人から2,100人の間で推移し、平成26年度は、前年度より391人減少し1,768人であった。また、全産業の死亡者数は、平成21年度以降、年間15人から98人の間で推移し、平成26年度は、前年度より16人減少し22人であった。



②建設業における労働災害発生状況

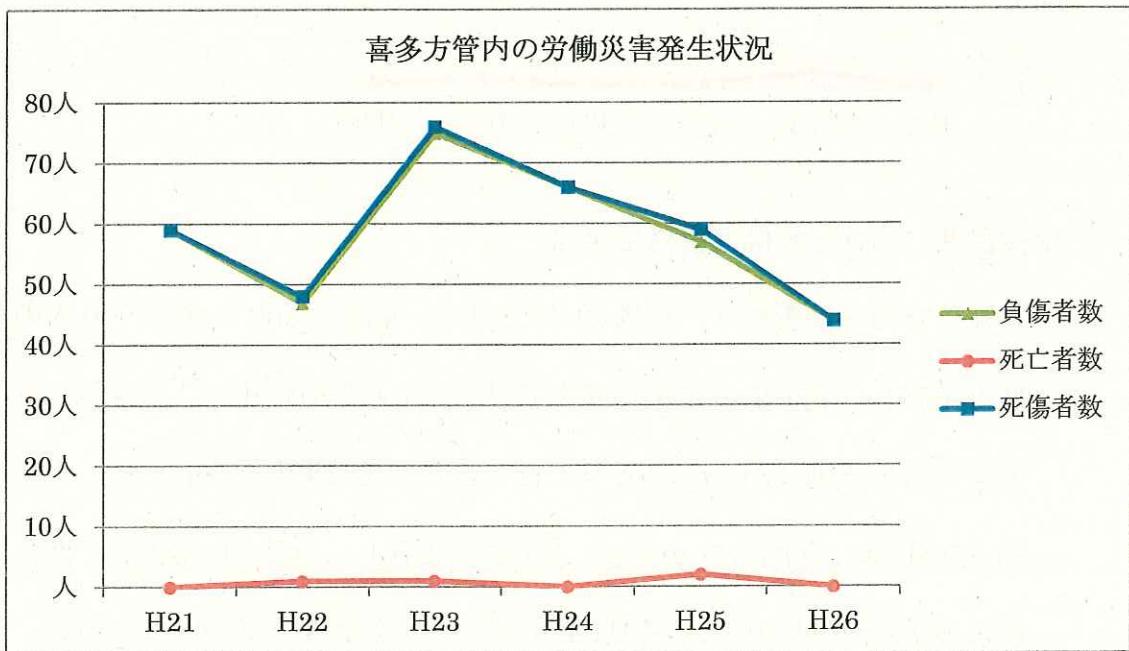
建設業の死傷者数は、平成21年度以降、年間約300人から500人の間で推移し、平成26年度は、前年度より23人増加し483人であり、全産業に占める割合が27.3%となった。また、建設業の死亡者数は、平成21年度以降、年間6人から28人の間で推移し、平成26年度は、前年度より7人減少し10人であり、全産業に占める割合が45.5%となった。



(2) 喜多方管内の労働災害発生状況

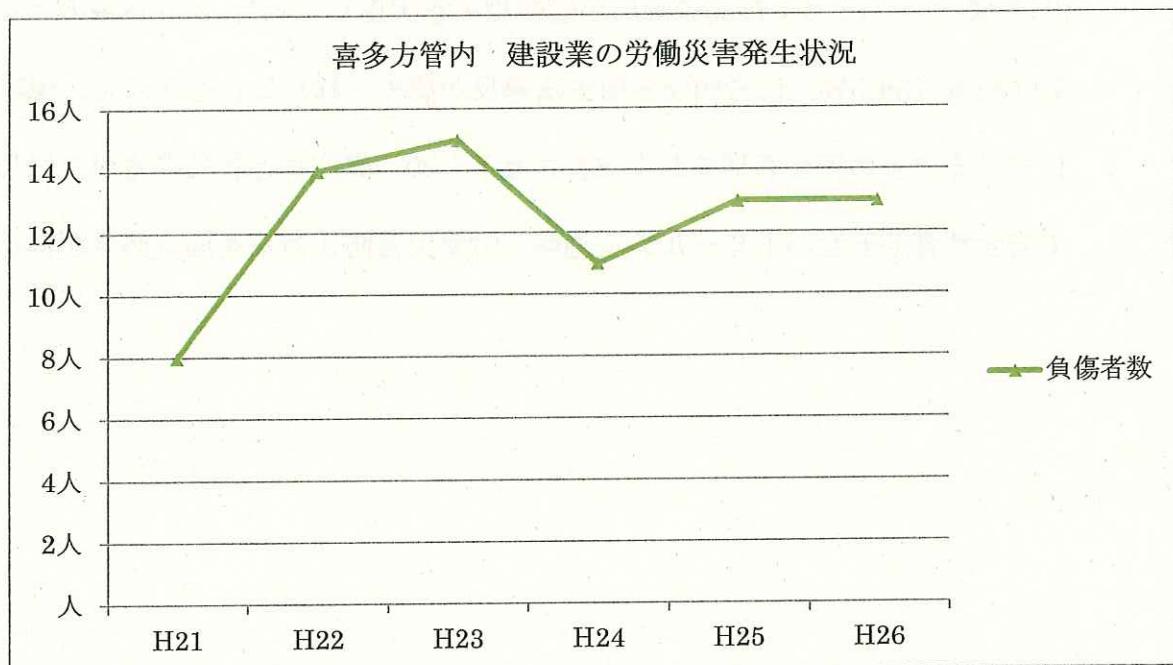
①全産業における労働災害発生状況

全産業の死傷者数は、平成 21 年度以降、年間 44 人から 76 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度より 15 人減少し 44 人であった。また、全産業の死亡者数は、平成 21 年度以降、年間 1 人から 2 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度より 2 人減少し 0 人であった。



②建設業における労働災害発生状況

建設業の死傷者数は、平成 21 年度以降、年間 8 人から 15 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度と同じ 13 人であり、全産業に占める割合が 29.5% となった。また、建設業の死者数は、平成 21 年度以降発生していない。



(3) 喜多方労働基準監督署からの緊急要請

平成 26 年 7 月に、福島県内で 7 人が死亡したことに伴い、福島労働局の「死亡労働災害多発非常事態宣言」の発令を受け、喜多方労働基準監督署から、施工現場における労働災害防止対策の徹底について要請があった。(平成 26 年 9 月 4 日付け喜多方基署発 0904 第 1 号)

2. 課題

- (1) 建設業は、全産業と比較し死亡者の比率が高く、ひとたび事故が発生すると死に繋がる危険性を潜在的に有していることから、事故発生の危険性を判断できる能力を向上させるため、安全管理に対する取組みを継続して実施する必要がある。
- (2) 平成 26 年 12 月に福島労働局が監督指導を実施した結果、255 現場のうち 139 現場（54.5%）に労働安全衛生法違反が認められたことを踏まえ、現場における日頃の安全管理体制を改善させるため、発注者と請負業者が共同して安全教育や安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を図る必要がある。

第2章 公共工事安全推進計画

1. 目的

本計画は、「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約」第2条に規定する目的を達成するために、喜多方建設事務所が発注する公共工事の安全対策を発注者及び請負業者が一体となって、組織的及び効率的に推進するため策定する。

2 基本方針

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会（以下「協議会」という。）における安全管理に関する取組みに対し、下記のとおり基本方針を定める。

【基本方針】

「公共工事の労働災害及び公衆災害の撲滅」を目指す。

3 推進体制

- (1) 本計画は、協議会で推進する。
- (2) 基本方針を達成するため、毎年、事故の原因や傾向等を分析のうえ、次記の推進計画に上げる事業を選択しながら年間の事業計画を作成し、総会で決定する。

4 推進計画

(1) 事故防止に関する指導及び助言

安全パトロールによる指導及び助言

【目的】

事故に繋がる要因を、事前に発見し是正することで、工事現場の安全を確保する。

【方法】

- ①発注者と請負業者が合同で実施（年2回）
- ②発注者単独、または請負業者単独で実施（随時）
- ③臨時（技術管理課からの通知があった時など、必要に応じて実施）

(2) 事故防止対策に関する啓蒙活動

啓蒙活動

【目的】

安全管理に対して、発注者及び請負業者一人一人の意識を高める。

【方法】

- ①安全対策に関する発表会（発表者：監督員、現場代理人等）
- ②安全講話（講師：労働安全コンサルタント等）
- ③労働災害対策防止のための研修会（事故事例集等を活用）
- ④標語募集（現場へ掲示）
- ⑤安全に関する現場条件等を特記仕様書に記載
- ⑥施工計画書の拡充（現場条件を反映）
- ⑦協議会ホームページの拡充

(3) 事故防止対策の実施状況等の進行管理

進行管理

【目的】

事業計画の工程と実際の進行状況との乖離を把握し、必要に応じ工程変更や作業手順の見直し等を必要に応じて行う。

【方法】

各事業の進行管理（幹事会が行う）

(4) その他本会の目的を達するために必要な事業

発注者及び請負業者の全職員に浸透させるための対策（形骸化防止）

【目的】

事故を想定した模擬訓練、表彰による優れた功績の明確化により、安全管理に関する意識の高揚化を図る。

【方法】

- ①職員の能力向上策（事例に基づく訓練、ロールプレーティング）
- ②表彰（安全管理に功績があった個人等）

5 適用年月日

平成27年6月 日以降適用する。

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約 新旧対照表

(作成日：平成27年 5月 7日)

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)	備 考
(名称) 第1条 この会は、福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会（以下「本会」という。）と称する。	【同 左】	
(目的) 第2条 本会は、福島県喜多方建設事務所（以下「県」という。）が発注する建設工事及び工事監理を行う受託工事における事故の発生を未然に防止し、かつ就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、もって建設工事の円滑なる進捗に資することを目的とする。	【同 左】	
(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。 (1) 事故防止に関する指導及び助言 (2) 事故防止対策に関する調査研究 (3) 事故防止対策に関する啓蒙活動 (4) 事故防止対策の実施状況の検討及び情報交換 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、別に定める「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会 公共工事安全推進計画」に基づき、事業を行う。	公共工事安全推進計画に基づく事業決定としたことに伴う改正
(構成) 第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 福島県建設業協会喜多方支部及び猪苗代支部の会員にある者 (2) 県が発注する建設工事を受注した請負業者（前号の者を除く） (3) 別表第1に掲げる職にある者 2 前項第2号の者の会員たる資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結した時から当該工事完了後初めて開催される年度始めの総会までとする。	【同 左】	
(役員) 第5条 本会には次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者	【同 左】	
(役員の職務) 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。 3 幹事は、会長の命を受け、本会の事業に関する企画及び立案並びに記録を行う。	【同 左】	
(役員の選任) 第7条 会長は、福島県喜多方建設事務所長をもって充てる。 2 副会長は、福島県建設業協会喜多方支部長及び猪苗代支部長をもって充てる。 3 幹事は、会員のうちから会長が指名する。	【同 左】	

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新)	備 考
(役員の任期) 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期とする。	【同 左】	
(顧問) 第9条 1 本会に、顧問を置くことができる。 2 顧問は、別表第3に掲げる職にある者を、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の要請により、会議に出席し意見を述べることができ	【同 左】	
(総会) 第10条 1 総会は、毎年度始めに会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を召集する。 2 総会は、次の事項を議決する。 (1) 規約の制定又は改正 (2) 事業計画の承認 (3) 事業計画および報告 (4) その他本会に関する重要な事項 3 総会の議長は、会長がその任にあたる。 4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。 5 総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	【同 左】	
(幹事会) 第11条 1 幹事会は、幹事で構成する。 2 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを、指名する。 3 幹事会は、次の事項を処理する。 (1) 総会に提出する議案の予備審議 (2) 第3条に掲げる事業の実施に関する事項 (3) その他必要と認めた事項 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。	【同 左】	
(事業年度) 第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。	【同 左】	
(事務局) 第13条 本会の事務局は、福島県喜多方建設事務所、福島県建設業協会喜多方支部に置く。	【同 左】	
(その他) 第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。	【同 左】	

改 正 前 (旧)				改 正 後 (新)				備 考																																																																																																																																													
附則		附則																																																																																																																																																			
この規約は、平成7年12月20日から施行する。				この規約は、平成7年12月20日から施行する。				改正年月日の追加。																																																																																																																																													
この規約は、平成11年6月18日から施行する。				この規約は、平成11年6月18日から施行する。																																																																																																																																																	
この規約は、平成17年7月8日から施行する。				この規約は、平成17年7月8日から施行する。																																																																																																																																																	
この規約は、平成19年10月25日から施行する。				この規約は、平成19年10月25日から施行する。																																																																																																																																																	
この規約は、平成20年10月28日から施行する。 (第15条の第1項)				この規約は、平成20年10月28日から施行する。 (第15条の第1項)																																																																																																																																																	
この規約は、平成21年5月28日から施行する。				この規約は、平成21年5月28日から施行する。																																																																																																																																																	
この規約は、平成22年5月25日から施行する。 (第4条第1項(3))				この規約は、平成22年5月25日から施行する。 (第4条第1項(3))																																																																																																																																																	
				この規約は、平成27年6月 日から施行する。 (第3条)																																																																																																																																																	
別表第1 第4条第1の(1)、(2)以外の会員																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職名</th><th>所 属</th><th>職 名</th><th>備考</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>会員</td><td>喜多方建設事務所</td><td>所 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>次 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>企画管理部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>事業部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>建築住宅部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>企画調査課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>管理課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>専門技術管理員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>道路課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>河川砂防課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>猪苗代土木事務所長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>猪苗代土木事務所業務課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>大峠・日中総合管理事務所長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										役職名	所 属	職 名	備考							会員	喜多方建設事務所	所 長								"	"	次 長								"	"	企画管理部長								"	"	事業部長								"	"	建築住宅部長								"	"	企画調査課長								"	"	管理課長								"	"	専門技術管理員								"	"	道路課長								"	"	河川砂防課長								"	"	猪苗代土木事務所長								"	"	猪苗代土木事務所業務課長								"	"	大峠・日中総合管理事務所長							
役職名	所 属	職 名	備考																																																																																																																																																		
会員	喜多方建設事務所	所 長																																																																																																																																																			
"	"	次 長																																																																																																																																																			
"	"	企画管理部長																																																																																																																																																			
"	"	事業部長																																																																																																																																																			
"	"	建築住宅部長																																																																																																																																																			
"	"	企画調査課長																																																																																																																																																			
"	"	管理課長																																																																																																																																																			
"	"	専門技術管理員																																																																																																																																																			
"	"	道路課長																																																																																																																																																			
"	"	河川砂防課長																																																																																																																																																			
"	"	猪苗代土木事務所長																																																																																																																																																			
"	"	猪苗代土木事務所業務課長																																																																																																																																																			
"	"	大峠・日中総合管理事務所長																																																																																																																																																			
別表第2 第5条第1項の関係																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職名</th><th>所 属</th><th>職 名</th><th>備考</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>幹事長</td><td>福島県建設業協会</td><td>喜多方支部 副支部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>副幹事長</td><td>福島県建設業協会</td><td>猪苗代支部 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>喜多方建設事務所</td><td>次 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>事業部長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>猪苗代土木事務所</td><td>所 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>福島県建設業協会</td><td>喜多方支部 理 事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>福島県建設業協会</td><td>喜多方支部 技術委員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>福島県建設業協会</td><td>猪苗代支部 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務局</td><td>喜多方建設事務所</td><td>河川砂防課長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>福島県建設業協会</td><td>喜多方支部 事務局長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										役職名	所 属	職 名	備考							幹事長	福島県建設業協会	喜多方支部 副支部長								副幹事長	福島県建設業協会	猪苗代支部 "								幹事	喜多方建設事務所	次 長								"	"	事業部長								"	猪苗代土木事務所	所 長								"	福島県建設業協会	喜多方支部 理 事								"	福島県建設業協会	喜多方支部 技術委員								"	福島県建設業協会	猪苗代支部 "								事務局	喜多方建設事務所	河川砂防課長								"	福島県建設業協会	喜多方支部 事務局長																																					
役職名	所 属	職 名	備考																																																																																																																																																		
幹事長	福島県建設業協会	喜多方支部 副支部長																																																																																																																																																			
副幹事長	福島県建設業協会	猪苗代支部 "																																																																																																																																																			
幹事	喜多方建設事務所	次 長																																																																																																																																																			
"	"	事業部長																																																																																																																																																			
"	猪苗代土木事務所	所 長																																																																																																																																																			
"	福島県建設業協会	喜多方支部 理 事																																																																																																																																																			
"	福島県建設業協会	喜多方支部 技術委員																																																																																																																																																			
"	福島県建設業協会	猪苗代支部 "																																																																																																																																																			
事務局	喜多方建設事務所	河川砂防課長																																																																																																																																																			
"	福島県建設業協会	喜多方支部 事務局長																																																																																																																																																			
別表第3 第9条関係																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>職 名</th><th>備考</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>喜多方労働基準監督署</td><td>署 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>会津労働基準監督署</td><td>"</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>喜多方警察署</td><td>"</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>猪苗代警察署</td><td>"</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										所 属	職 名	備考								喜多方労働基準監督署	署 長									会津労働基準監督署	"									喜多方警察署	"									猪苗代警察署	"																																																																																																		
所 属	職 名	備考																																																																																																																																																			
喜多方労働基準監督署	署 長																																																																																																																																																				
会津労働基準監督署	"																																																																																																																																																				
喜多方警察署	"																																																																																																																																																				
猪苗代警察署	"																																																																																																																																																				

【同 左】

平成 27 年度 建設工事安全対策重点計画書

別紙3

平成 27 年 3 月 18 日
喜多方建設事務所

1. 土木部基本方針

【調査設計段階】

- ①調査設計において、現場条件に合致した施工方法と安全な仮設計画に配慮する。

【発注準備・着工準備段階】

- ②必要な安全経費の計上と適切な工期を設定する。

- ③施工計画書が共通仕様書及び現場の施工条件に合致していることを確認する。

【施工段階】

- ④現場で工程会議を行い、工程が安全管理に問題を生じさせていないか確認する。

- ⑤工事の進捗に合わせ、安全パトロールを適宜実施し、現場の安全管理体制を確認する。

- ⑥仮設工が設計通り適切に行われているか確認し、変更が必要な場合は適切に変更設計を行う。

- ⑦施工状況を確認する際に、安全管理が適切になされているか確認する。

- ⑧施工条件が当初と異なる場合は、甲乙協議に基づき、適切に設計変更を行う。

【竣工・その他】

- ⑨供用開始に当たって、安全性が確保されているか確認する。

- ⑩発注者として安全教育を実施し、安全管理に関する技術力の向上を図る。

2. 事務所重点計画

(1) 平成 27 年度のスローガン

「安全管理」を最優先し、「事故ゼロ」の実現を目指そう。

(2) 具体的な取り組み内容

- ①設計業務において、中間技術審査時や協議打合せ時に、施工計画、仮設計画を対象とした精査の実施。

- ②部長、課長による安全パトロール（事前告知なし）

（概ね 2カ月に 1 回、毎回パトロール重点テーマを決めて実施）。

- ③監督員の臨場による段階確認の原則実施と合わせて安全管理、工程、仮設工の適切性の確認（実施状況を進行管理）

- ④安全推進協議会公共工事安全推進計画に掲示した項目の実施と進行管理

- ⑤工事完成時、供用開始時直前における部長または課長等による第三者への安全性確認の実施（維持管理に係る工事を除く）

(3) 年間予定表（いつ、何をするのか） (責任者：職 事業部長)

実施内容	H26年度						H27年度						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
計画の策定 (P)	●												
取り組みの実施 (D)	①		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
	③		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④			●	●				●	●	●	●	●
	⑤		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施状況の評価※1 (C)								●				●	
効果の評価※2・改善 (A)													●

※1 実施状況の評価：具体的な取り組みについて、実施出来たか否かを評価する。

※2 効果の評価：取り組みにより効果があったか否かを評価する。

◎個別の事故等の事案が発生した場合には、随時原因分析を行い、再発防止策を検討する。